

在来知歴史学会規約

在来知歴史学会規約

総 則

第 1 条 本学会名称を、在来知歴史学会(The Society for History of Indigenous Knowledge, SHIK)と称する。

第 2 条 本学会の運営は、在来知歴史学会規約による。

第 3 条 本学会の事務局は、日本側は佐賀、中国側は北京に置く。

第 4 条 本学会は、在来知歴史学の学問進展の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- イ 在来知歴史学国際シンポジューム
- ロ 研究会、講演会、講習会などの開催
- ハ 関連する学協会、施設、機関などとの協力活動
- ニ 研究成果刊行
- ホ その他、学会が必要と定める事業

会 員

第 5 条 本学会は、日本・中国における、在来知歴史学に興味を持ち、以下の役員会で承認された者を持って構成する。役員会で承認されれば、日本・中国以外の国籍を有する者も会員になることができる。

役 員

第 6 条 本学会には、次の役員をおく。

- イ 学会長 2名
- ロ 副学会長 2名
- ハ 理事 若干名
- ニ 幹事 若干名
- ホ 評議員 若干名

第 7 条 学会長と副学会長は、学会理事会の推薦にもとづき、評議員会の議を経て、総会の承認をえて、選出される。

在来知歴史学会規約

- 第 8 条 副学会長は、理事の中から学会長によって委嘱され、必要に応じて、学会長を補佐するものとする。
- 第 9 条 理事は、評議員のなかから評議員の互選により選出される。理事は、理事会を組織して、重要事項を審議し、会務を遂行する。
- 第 10 条 幹事・評議員は、会員のなかから、理事会の推薦にもとづき、評議員会の議を経て、総会の承認を得て選出される。幹事・評議員は、評議員会を構成し、学会の運営に関する重要な事項を審議し、決定する。
- 第 11 条 本学会に、顧問を置くことができる。顧問は、理事会で推薦され、評議員の議を経て選出される。顧問は、本学会の運営に協力する。
- 第 12 条 役員の任期は、2年とする。ただし、留任を妨げない。

会 計

- 第 13 条 学会運営の経費は、在来知歴史学会会計に計上される経費をもって充当する。なお、目的事業の必要に応じて、別途会計により、処理するものとする。
- 第 14 条 学会の会計年度は、1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。

会 議

- 第 15 条 理事会・評議員会は、必要に応じて、学会長あるいは副学会長が召喚し、その議長は、学会長または副学会長、または学会長または副学会長の指名する者が務め、会議を運営する。
- 第 16 条 総会は、会員によって構成し、学会長が召集して、原則と年1回開催される。議長は、学会長とする。
- 第 17 条 次の事項は、総会の承認を要するものとする。

在来知歴史学会規約

- イ 事業報告および収支決算
- ロ 事業計画および収支予算
- ハ 役員の選出および規約の変更

付 則

- 第 18 条 この規約は、2014 年 1 月 20 日に制定し、2014 年 4 月 1 日より発効する。
- 第 19 条 制定時の役員は、制約によらず選出され、その任期は、1 年とする。
- 第 20 条 若手研究者の育成を目的として、講演会発表時に 35 歳満の者を対象に、優秀な研究者を選定し、研究奨励賞を授与する。研究発表経験、継続性、発展性などを評価する。理事・幹事等数名からなる奨励賞選考委員会(書面協議を含む)を学会長が開催し、受賞者の選考を行ったのち、理事会の承認を得る。